

## 境界立会申請に当たっての注意事項

境界立会いは、申請地と町有地との境界について、相互に意思の確認を行うものであります。そして、境界の確認が成立した場合に、その確認の内容を将来にわたって明確にするため、承諾書に記入をお願いしております。

以上の趣旨をご理解され、申請に当たっては、下記事項に十分御留意ください。

### 記

1 境界立会を申請する方は、次の要件を具備しなければなりません。

- (1) 申請地の所有権を有しているか、又は所有権者から委任を受けていること
- (2) 未成年者については親権者、未成年被後見人については未成年後見人、成年被後見人については成年後見人が代わって行い、被補助人については補助人、被保佐人については保佐人の同意を得て行うこと

2 前記1(1)の委任の例は、おおむね次のような場合です。

- (1) 測量士・土地家屋調査士等に境界確認に関する事務を委任するとき
- (2) 共有地について、一部の共有者がほかの共有者に委任するとき
- (3) 遺産分割がなされていない共有地について、一部の相続人が他の相続人に委任するとき

3 申請書は押印の上、次の図書を添付してください。

- (1) 案内図  
代表的目標物から現地までの経路を示すもの
- (2) 公図の写し  
法務局備え付けの公図を転写したもの
- (3) 土地所有者一覧表（様式第2号）  
申請地の隣接地等の所有者の住所・氏名を記載した一覧表
- (4) 委任状（様式第3号）  
委任者が押印したもの（境界確認に関する部分的又は一切の権限を委任する旨等の委任状）
- (5) 土地全部事項証明書  
申請地の土地全部事項証明書で、申請日の3か月以内に交付を受けたもの
- (6) 印鑑証明書等  
申請者（代理人を選任している場合は当該代理人を含む。）の印鑑証明書（申請日の3か月以内に交付を受けたもの。）又は身分証明書等（運転免許証、健康保険証、パスポート、土地家屋調査士であることの資格証明等）の写し
- (7) 戸籍全部事項証明書等  
申請者（代理人を選任している場合は委任者）が土地登記簿上の所有権者と一致しないときは、相続登記未了による場合は遺産分割協議書の写し、相続人の全てが確認できる戸籍全部事項証明等、その他、法人による場合には土地売買契約書の写し、所有権の継承を明らかにした書類等
- (8) その他参考資料  
境界確認する上で参考となる申請地の実測図、古図及び地引図等の資料があれば添付してください。

4 境界確認する財産に公物管理者がほかにある場合、申請人は事前にその公物管理者に知らせてください。

5 同時に立会いが必要と認められる申請地に隣接する土地所有者、利害関係人、他の公物管理者及びその他参考人等に対する立会い依頼については、申請人が行ってください。

6 境界確認が成立した場合は、承諾書に署名又は記名押印をお願いしますので印鑑等を持参してください。

7 境界杭は原則として承諾書に記載が終了したあと、設置いたします。その後、埋設した杭等を測量いたしますので数日かかる場合もあります。

8 境界確認の結果、地図訂正等の登記を行う必要がある場合には、その手続きを行ってください。

9 その他、境界確認に関して疑義がありましたら、お問い合わせください。